

事務連絡  
令和8年2月

指定工事店 各位

菰野町役場 上下水道課

水洗化支援対策（助成金、融資あっせん）の年度替りの取扱いについて

平素は菰野町下水道事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和5年3月、令和6年3月、令和7年3月供用開始区域は、令和8年3月下旬をもって、それぞれ3年、2年、1年が経過することから、該当する区域における「助成金制度」及び「融資あっせん制度」の利用期限が到来しますので、これらの制度を利用される場合は、下記のとおり、期限内での手続き及び工事を完成されるよう、お願いいたします。

記

◎両制度とも、最終申請受付日を令和8年3月16日（月）とし、令和8年4月6日（月）までに完了届等を提出してください（※工事を期限内に完成させる旨の念書（別紙）も合わせて添付してください。）。

（1）助成金制度

区 分	単 位	金 額
くみ取便所を水洗式に改造する場合	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 40,000円 供用開始日以降1年を超え2年以内 20,000円 供用開始日以降2年を超え3年以内 10,000円
個人浄化槽を全て撤去する場合	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 10,000円
個人浄化槽を雨水貯留施設として改造する場合	公共汚水ます 1個につき	供用開始日以降1年以内 30,000円

（2）融資あっせん制度

菰野町排水設備等資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱

第3条（抄）・・・処理区域の公示を行った日から1年以内に排水設備を設置（個別浄化槽の改造又は廃止及びくみ取便所から水洗便所への改造を含む。）しようとする者又は3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者で・・・

※融資あっせん制度の詳細につきましては、役場上下水道課までご確認ください。

令和 年 月 日

## 念 書

菰野町長 様

指定工事店名

印

このたび、施工を依頼されました排水設備設置工事について、（助成金・融資あっせん）制度の利用を施主\_\_\_\_\_が希望しておりますので、その工事について、令和8年4月6日（月）までに完成させ、かつ、関係書類の提出を行います。